

恵庭市独自のサービスについて

教育施設等巡回看護師派遣事業

恵庭市内の教育・保育施設、学童クラブにおいて、医療的ケア児への、看護師による医療的介助行為を行っています。

利用にあたっては、医師の指示書等、添付書類の提出が必要なほか、受入れ側施設との事前調整も必要となりますので、まずはご相談ください。

・利用料金 1回あたり 440 円
(住民税非課税世帯は負担なし)

上限 5,040 円(月額)

・問合先【未就学児、学童クラブ】
えにわっこ応援センター(内線 1241)

【小中学生】

教育部教育支援課(内線 1631)

外出支援サービス事業(恵庭市社会福祉協議会)

身体の障がい等で自力の外出に不自由のある方を対象に、自宅と医療機関の間等の送迎を行います。

・問合先 恵庭市社会福祉協議会(Tel33-9436)

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

(地域生活支援事業・任意事業)

日中一時支援事業は、日中における活動の場を確保し、ご家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図るための事業です。入浴介助に必要な設備や備品を備えた事業所で入浴サービス等の支援を行います。

・問合先 えにわっこ応援センター(内線 1241)

相談窓口

えにわっこ応援センター (恵庭市役所 1階①番窓口)

お電話でのご相談

TEL
☎0123-33-3131(代表)

月～金曜日 8:45～17:15
(年末年始・祝日を除く)

母子保健担当(内線1253)

・乳幼児健診・赤ちゃん訪問

児童福祉担当(内線1241)

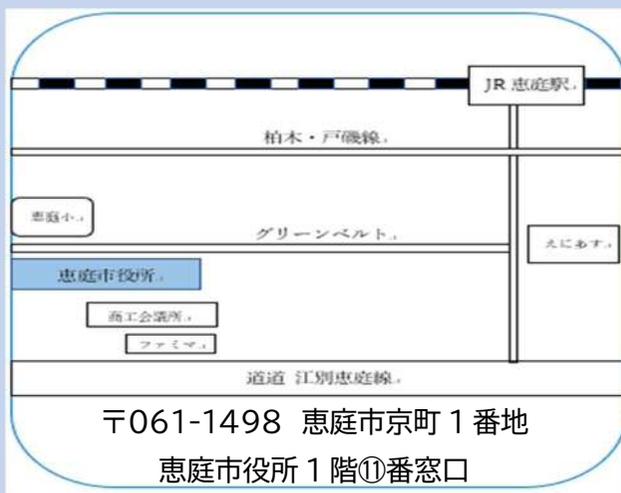
・障がい児通所支援事業・療育手帳
・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

給付担当(内線 1243)

・特別児童扶養手当

メールでのご相談

eniwakkooen@city.eniwa.hokkaido.jp



医療的ケア児の 支援について



住み慣れた恵庭で
安心して暮らしていくために

恵庭市

地域で生活するなかで、いろいろな困り事があるかもしれません・・・。

保護者の方

恵庭市に引っ越してきたけど、どこに相談すればいいの？

災害があったら、心配。相談したい。

窓口がいっぱいあって、どこに相談したらいいのか分からない。

まずは、えにわっこ応援センターにご相談下さい。

関係機関の方

医療的ケアを必要としているお子様の保護者から、保育園入園の相談がありました。園には看護師がいないのですが、どうしたらいいですか？

保護者の方からの希望があれば、対象となるお子様の関係機関が集まり、受入れの体制について話し合うこともできます。



医療的ケアが必要なお子様やその家族が、地域で安心して暮らせる社会を一緒に考えていきます。



医療的ケアの必要なお子様とその家族

相談・支援

相談・支援

連携・相談

関係機関

- | | | |
|----------------------|---|---|
| 【医療】
医療機関
訪問看護 | 【教育】
保育園・認定こども園
小中学校
特別支援学校
教育委員会 | 【行政・福祉(事業所)】
医療的ケア児等支援センター
障がい福祉サービス事業所
障がい通所支援事業所
障害児相談支援事業所 等 |
|----------------------|---|---|

医療的ケア児とは

人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引など医療的ケアが日常的に必要なお子様

詳しくはスベサポさんのサイトをご高覧ください。



えにわっこ応援センター

医療的ケア児支援の協議の場
通称「いーえむねっと」※の事務局

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談や支援につなぐ窓口になります。

※「いーえむねっと」とは、医療的ケア児が安心して在宅生活を継続するために、医療・保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関や事業所が緊密に連携し必要な支援を提供できるよう、関係機関の連絡調整を行うための体制整備を図ることを目的とした協議の場です。